

# 社会福祉法人吹田授産場 役員等報酬規程

## （目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人吹田授産場（以下「法人」という）の定款第 8 条及び第 2 1 条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう、以下同じ）及び評議員の報酬に関する事項を定める。

## （役員報酬）

第 2 条 役員報酬については、無報酬とする。ただし、常勤の理事について、役員報酬は無報酬とし支給しないが、法人の職員を兼務しているため、職員給与を支給する。

## （評議員報酬）

第 3 条 評議員については、定款第 8 条に定めるとおり、無報酬とする。

## （改 正）

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附 則

この規程は、平成 2 9 年 5 月 2 4 日から施行する。